

令和5年第4回（9月招集）

袖ヶ浦市議会定例会  
議案参考資料

袖ヶ浦市



## 目 次

議案番号	件 名	頁
	件名一覧表	5
議案第1号	袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第2号	袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第3号	令和5年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第4号	令和5年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第5号	令和5年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第6号	令和5年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第7号	令和5年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第8号	農業委員会委員の任命について	12
認定第1号	令和4年度袖ヶ浦市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第2号	令和4年度袖ヶ浦市下水道事業会計決算の認定について	別冊
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	13
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	14
報告第1号	令和4年度袖ヶ浦市一般会計継続費精算報告について	資料省略
報告第2号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	資料省略
報告第3号	専決処分の報告について	資料省略
報告第4号	専決処分の報告について	資料省略
報告第5号	専決処分の報告について	資料省略



令和5年第4回（9月招集）  
袖ヶ浦市議会定例会議案

No. 1

議案番号	件 名 等	関係部等						
議案 第1号	<p>袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p style="text-align: center;">（主な内容）</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p style="text-align: center;">施行日 令和5年9月16日</p>	市民子育て部						
議案 第2号	<p>袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p style="text-align: center;">（主な内容）</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条文の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p style="text-align: center;">施行日 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日</p>	都市建設部						
議案 第3号	<p>令和5年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第5号）</p> <p style="text-align: center;">（主な内容）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補正後 予算額</th> <th style="text-align: center;">補正前 予算額</th> <th style="text-align: center;">予算額の増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">293億 1千41万4千円</td> <td style="text-align: center;">287億 4千88万5千円</td> <td style="text-align: center;">5億 6千952万9千円</td> </tr> </tbody> </table>	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	293億 1千41万4千円	287億 4千88万5千円	5億 6千952万9千円	財政部
補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減						
293億 1千41万4千円	287億 4千88万5千円	5億 6千952万9千円						
議案 第4号	<p>令和5年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）</p> <p style="text-align: center;">（主な内容）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補正後 予算額</th> <th style="text-align: center;">補正前 予算額</th> <th style="text-align: center;">予算額の増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">62億 1千40万6千円</td> <td style="text-align: center;">62億 300万円</td> <td style="text-align: center;">740万6千円</td> </tr> </tbody> </table>	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	62億 1千40万6千円	62億 300万円	740万6千円	市民子育て部
補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減						
62億 1千40万6千円	62億 300万円	740万6千円						
議案 第5号	<p>令和5年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）</p> <p style="text-align: center;">（主な内容）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補正後 予算額</th> <th style="text-align: center;">補正前 予算額</th> <th style="text-align: center;">予算額の増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8億 1千59万6千円</td> <td style="text-align: center;">8億 1千200万円</td> <td style="text-align: center;">△140万4千円</td> </tr> </tbody> </table>	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	8億 1千59万6千円	8億 1千200万円	△140万4千円	市民子育て部
補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減						
8億 1千59万6千円	8億 1千200万円	△140万4千円						
議案 第6号	<p>令和5年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第1号）</p> <p style="text-align: center;">（主な内容）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補正後 予算額</th> <th style="text-align: center;">補正前 予算額</th> <th style="text-align: center;">予算額の増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">49億 6千547万7千円</td> <td style="text-align: center;">49億 4千400万円</td> <td style="text-align: center;">2千147万7千円</td> </tr> </tbody> </table>	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	49億 6千547万7千円	49億 4千400万円	2千147万7千円	福祉部
補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減						
49億 6千547万7千円	49億 4千400万円	2千147万7千円						

議案番号	件名等	関係部等
議案 第7号	令和5年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第1号） （主な内容） 補正後の収益的支出予定額 補正前の収益的支出予定額 16億6千776万1千円 16億6千700万円 予定額の増減 76万1千円 補正後の資本的支出予定額 補正前の資本的支出予定額 7億400万1千円 7億200万円 予定額の増減 200万1千円	都市建設部
議案 第8号	農業委員会委員の任命について （主な内容） 袖ヶ浦市農業委員会委員 小倉哲也氏が令和4年5月9日をもって辞任したため、新たに高橋広幸氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。	環境経済部 農業委員会 事務局
認定 第1号	令和4年度袖ヶ浦市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について （主な内容） 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度袖ヶ浦市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。	財政部 市民子育て 部 福祉部
認定 第2号	令和4年度袖ヶ浦市下水道事業会計決算の認定について （主な内容） 地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度袖ヶ浦市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。	都市建設部
諮問 第1号	人権擁護委員の推薦について （主な内容） 人権擁護委員 井上久子氏が令和5年12月31日をもって任期満了となるため、同氏を再推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。	企画政策部
諮問 第2号	人権擁護委員の推薦について （主な内容） 人権擁護委員 鈴木百合子氏が令和5年12月31日をもって任期満了となるため、同氏を再推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。	企画政策部

議案番号	件名等	関係部等
報告 第1号	<p>令和4年度袖ヶ浦市一般会計継続費精算報告について (主な内容)</p> <p>令和4年度で、宅地耐震化推進事業及び蔵波小学校校舎増築事業の継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を調製し、これを報告する。</p>	財政部
報告 第2号	<p>令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について (主な内容)</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。</p>	財政部
報告 第3号	<p>専決処分の報告について (主な内容)</p> <p>専決第7号 木更津市潮見2丁目8番地で発生した公用車による車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>1 事故発生年月日 令和5年4月4日 2 事故発生場所 木更津市潮見2丁目8番地 3 事故の相手方法 法人 4 市の損害賠償額 144,000円 5 相手方の損害賠償額 なし</p>	企画政策部
報告 第4号	<p>専決処分の報告について (主な内容)</p> <p>専決第8号 袖ヶ浦市大鳥居456番地先(市道横田大鳥居線)で発生した車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>1 事故発生年月日 令和4年8月16日 2 事故発生場所 袖ヶ浦市大鳥居456番地先(市道横田大鳥居線) 3 事故の相手方法 個人 4 市の損害賠償額 20,784円 5 相手方の損害賠償額 なし</p>	都市建設部

議案番号	件名等	関係部等
報告 第5号	専決処分の報告について (主な内容) 専決第9号 電話料の支払遅延による損害賠償の額の決定について 1 損害賠償の相手方 法人 2 市の損害賠償額 8円	教育部

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものにより、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものにより、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画を作成し、空家等の所有者等の適切な管理、空家等の活用の促進その他の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(代行措置)</p> <p>第6条 市長は、<u>法第22条第3項</u>の規定による命令を受けた所有者等からやむを得ない理由により、当該命令に係る措置を履行することができない旨の申出があった場合において、当該措置を緊急に講ずる必要があると認めるときは、当該所有者等の同意を得て、当該措置を自ら行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公表)</p> <p>第7条 市長は、<u>法第22条第3項</u>の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(空家等対策審議会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。</p> <p>(1) <u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画を作成し、空家等の所有者等の適切な管理、空家等の活用の促進その他の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(代行措置)</p> <p>第6条 市長は、<u>法第14条第3項</u>の規定による命令を受けた所有者等からやむを得ない理由により、当該命令に係る措置を履行することができない旨の申出があった場合において、当該措置を緊急に講ずる必要があると認めるときは、当該所有者等の同意を得て、当該措置を自ら行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公表)</p> <p>第7条 市長は、<u>法第14条第3項</u>の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(空家等対策審議会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。</p> <p>(1) <u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに</p>

実施に関する事項

(2) (略)

(3) 法第22条に規定する特定空家等に対する措置に関する事項

(4)・(5) (略)

3～6 (略)

実施に関する事項

(2) (略)

(3) 法第14条に規定する特定空家等に対する措置に関する事項

(4)・(5) (略)

3～6 (略)

議案第 8 号資料

高 橋 広 幸 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(就農状況)

諮問第1号資料

井上久子氏略歴

(学歴)

(職歴)

(その他の経歴)

(賞罰)

諮問第2号資料

鈴木百合子氏略歴

(学歴)

(職歴)

(その他の経歴)

(賞罰)

